

平成29年第2回東大和市議会定例会会議録第10号

平成29年5月30日（火曜日）

出席議員（21名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 尾崎利一君 |
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 7番 | 関田貢君 | 8番 | 中村庄一郎君 |
| 9番 | 和地仁美君 | 10番 | 根岸聡彦君 |
| 11番 | 押本修君 | 12番 | 蜂須賀千雅君 |
| 13番 | 関田正民君 | 14番 | 関野杜成君 |
| 16番 | 佐竹康彦君 | 17番 | 荒幡伸一君 |
| 18番 | 中間建二君 | 19番 | 東口正美君 |
| 20番 | 木戸岡秀彦君 | 21番 | 床鍋義博君 |
| 22番 | 中野志乃夫君 | | |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 鈴木尚君 | 事務局次長 | 並木俊則君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主任 | 櫻井直子君 |
| 主事 | 須藤孝桜君 | | |

出席説明員（26名）

| | | | |
|---------|--------|---------|-------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 田代雄己君 |
| 総務部長 | 広沢光政君 | 市民部長 | 村上敏彰君 |
| 子育て支援部長 | 吉沢寿子君 | 福祉部長 | 田口茂夫君 |
| 環境部長 | 松本幹男君 | 都市建設部長 | 直井亨君 |
| 学校教育部長 | 阿部晴彦君 | 学校教育部参事 | 岡田博史君 |
| 社会教育部長 | 小俣学君 | 企画課長 | 荒井亮二君 |
| 秘書広報課長 | 五十嵐孝雄君 | 財政課長 | 川口莊一君 |
| 総務管財課長 | 岩本尚史君 | 情報管理課長 | 菊地浩君 |

納税課長 中野哲也君
子育て支援課長 鈴木礼子君
子育て支援部副参事 梶川義夫君
建築課長 中橋健君

地域振興課長 大法努君
保育課長 宮鍋和志君
都市計画課長 神山尚君
選挙管理委員会事務局長 塚原健彦君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 4 第 2号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

第 5 第 3号報告 平成28年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 6 第 3号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第 7 第 4号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第 8 第 5号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第 9 第 6号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第10 第 7号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第11 第 8号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第12 第 9号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第13 第10号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第14 第11号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第15 第12号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第16 第13号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第17 第14号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第18 第15号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第19 第16号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第20 第17号同意 東大和市農業委員会委員の任命について

第21 第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第22 第24号議案 専決処分の承認について

第23 第25号議案 専決処分の承認について

第24 第26号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第25 第27号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

第26 第29号議案 東大和市立第五小学校校舎外壁・建具改修工事請負契約について

第27 第28号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第1号）

第28 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第28まで

午前 9時37分 開会・開議

○議長（押本 修君） ただいまから、平成29年第2回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（押本 修君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

平成29年第2回定例会議運委員長報告をさせていただきます。

去る5月26日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日5月30日より6月14日までの16日間といたします。

会議録署名議員は、2番 尾崎利一議員、13番 関田正民議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議委員会を開催いたします。再開後、第2号報告、第3号報告の後、第3号同意から第17号同意までを一括議題に供して審議し、続いて、第18号同意、第24号議案から第27号議案、第29号議案、第28号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

なお、定例会初日の本会議終了後、正副委員長互選を行うため、委員会室におきまして、総務委員会、厚生文教委員会、建設環境委員会及び広報委員会を順次開催いたします。

5月31日は休会となります。

6月1日、2日及び5日から7日の5日間は一般質問となります。

6月8日から13日までの6日間は本会議を休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

6月8日、午前9時半から総務委員会を、6月9日、午前9時半から厚生文教委員会を、同日、午後1時半から議会運営委員会の開催を予定しております。また、6月12日、午前9時半から建設環境委員会の開催を予定しております。

6月14日、最終日は、追加議案審議、常任委員会等審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決、議員派遣を議決した後、閉会となります。

議員提出議案の受付締め切りは、6月6日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受付締め切りは、6月9日、正午であります。

今定例会での一般質問通告者は18名です。

委員会に審査を付託する陳情は1件であります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

以上です。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（押本 修君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

2番 尾崎 利一 議員

13番 関田 正民 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（押本 修君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日5月30日から6月14日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第3 諸報告

○議長（押本 修君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、2月27日に東京都市長会が開催されました。

議事1の平成29年度赤十字活動資金のお願いについてであります。各市が行う募金活動等を通じ、活動資金についての協力をお願いしたいとの依頼が日本赤十字社からありました。

次に、議事2の民有地を活用した保育所等整備促進税制については、前回の会議で説明のありました内容の補足として、市長会からの緊急申し入れなどを踏まえ、今後は事前の情報提供に努め、より丁寧な対応を図るとの説明が東京都からありました。

次に、議事3の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、引き続きソフトとハードの両面から市区町村を支援することや、検討委員会を設置し聖火リレーのあり方の検討を始めたこと等について東京都から報告がありました。

次に、議事4の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。2月8日に開催されました広域連合協議会におけます協議事項について、東京都後期高齢者医療広域連合から説明がありました。

次に、議事5の東京都市長会役員改選についてであります。平成29年5月1日からの2年を任期とする役員改選が行われ、会長には調布市長、副会長には立川市長、小平市長、三鷹市長、武蔵野市長の4人が就任

することとなりました。

次に、議事6から議事8については、東京都市長会の平成29年度事業に係る計画、日程、予算の各案が市長会事務局から説明され、これをそれぞれ承認いたしました。

なお、その他の議事につきましても、それぞれ承認いたしました。

次に、4月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1と議事2につきましては、それぞれ承認いたしました。

次に、議事3の全国市長会要望事項（平成30年度要望の提出）についてであります。前回に比べ19件増加していること等の説明が市長会事務局からあり、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましてはそれぞれ承認いたしました。

次に、4月28日に東京都市長会総会が開催されました。

議事につきましては、東京都市長会役員を選任や全国市長会役員推薦等についてでありましたが、全て原案どおり決定いたしました。

次に、5月15日に東京都市長会役員会が開催され、全ての議事について承認いたしました。

同日、東京都市長会政策調査特別部会が開催されました。

議事につきましては、平成28年度の政策提言、多摩地域が一体で取り組む観光地域づくりを具体化するための取り組み案が市長会事務局より示され、これを承認するとともに、引き続き東京都市長会において審議することといたしました。

次に、5月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1と議事2につきましては、いずれも現在策定を進めている計画の素案を公表するとの説明が東京都からありました。

なお、議事1の（仮称）都市づくりのランドデザインにつきましては、将来の社会情勢の変化に対応できる持続可能な成長を促すため、2040年代を見据えた中で目指すべき東京の都市像とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針並びに具体的な方策を示すことを目的に策定することといたしました。

また、議事2の（仮称）多摩の振興プランにつきましては、東京都において2020年に向けた実行プランや都市づくりのランドデザインの策定を進める中で、より多摩に特化した視点でこれらを整理しながら、目指すべき地域像や施策の方向性を示すことを目的として策定することといたしました。

その他の議事につきましては、全て承認いたしました。

失礼しました。

お手元の資料の訂正をお願いいたします。

東京都市長会の日程が2月25日となっておりますが、2月27日でございます。御訂正をお願い申し上げます。以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 押本 修君 登壇〕

○議長（押本 修君） それでは、議長報告をいたします。

平成29年第1回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、2月27日に東京市町村総合事務組合議会第1回定例会が東京自治会館で開催されました。

議事では、公平委員会委員の選任が行われ、これに同意いたしました。また、東京市町村総合事務組合の平成28年度一般会計補正予算、平成29年度一般会計予算並びに各特別会計予算について、原案どおり可決いたしました。

次に、4月4日に東京都市議会議長会幹事会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成28年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について、報告どおり承認いたしました。

次に、4月11日に東京都市議会議長会正副会長会議が昭島市で開催され、東京都市議会議長会会長である昭島市議会議長のもと、東京都市議会議長会理事会及び臨時総会の運営について調整を行いました。

次に、4月17日に東京都市議会議長会理事会が東京自治会館で開催されました。

議事では、2月21日以降の会務報告が行われました。

なお、各市提出議案につきましてはございませんでした。

また、平成28年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定については、報告どおり承認いたしました。

最後に、東京都市議会議長会臨時総会の運営について調整を行いました。

理事会終了後に、東京都市議会議長会臨時総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり、臨時総会におきましても報告、承認されました。

なお、この臨時総会をもって、東京都市議会議長会の新旧役員交代があり、東大和市議会議長が副会長職を退任し、理事に就任いたしました。

次に、4月25日に関東市議会議長会定期総会が栃木県栃木市にあります栃木文化会館で開催されました。

議事では、会務報告のほか、慶弔規定に基づく支出報告、議長の異動及び地方行政委員会を初めとした各委員会の活動状況などの諸報告が行われました。

また、会長提出議案として、平成28年度関東市議会議長会歳入歳出決算を原案どおり認定し、平成29年度同議長会歳入歳出予算（案）を原案どおり可決するとともに、都県提出議案4件を全国市議会議長会定期総会への都県提出議案とすることに決定いたしました。

以上、机上配付いたしました報告資料をごらん願います。

都県提出議案第1号として、東京都市議会議長会から提出された国庫補助金における予算確保について、議案第2号は、千葉県市議会議長会から提出された市町村の要保護児童対策としてなされる専門職配置についての交付税措置について、議案第3号は、茨城県市議会議長会から提出された地方創生の取り組みに対する支援について、議案第4号を、東京都市議会議長会から提出された地方議会選挙において法定ピラの頒布を認める

ための公職選挙法の改正を求める意見書とすることとなりました。

次に、5月19日に東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成28年度の経過報告の後、平成28年度歳入歳出決算について報告どおり認定し、平成29年度歳入歳出予算（案）について、原案どおり可決いたしました。

また、役員の改選につきましては、会長には石森八王子市長を、副会長には高野府中市長、細谷東久留米市議会議長を選出いたしました。

次に、5月24日に全国市議会議長会定期総会が東京国際フォーラムで開催されました。

議事では、会務報告の後、平成27年度全国市議会議長会各会計決算を報告どおり認定し、平成29年度同各会計予算（案）を原案どおり可決いたしました。

また、部会提出議案及び会長提出議案を審議し、それぞれ全会一致で可決いたしました。

次に、5月26日に三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、会務報告の後、平成28年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算を報告どおり認定し、平成29年度同歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

役員の選任では、平成29年度の役員として、会長に木崎昭島市議会議長などの役員を選任し、東大和市議会からは実川圭子議員が第1委員会委員長に選任されました。

また、総会決議として、三多摩上下水及び道路建設対策に関する決議（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、5月29日に東京都市議会議長会理事会が東京都自治会館で開催されました。

議事では、平成28年4月17日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会及び関東市議会議長会等の報告が行われました。

なお、各市提出議案につきましてはございませんでした。

最後に、東京都市議会議長会定例総会の運営について調整を行いました。

理事会終了後に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど御報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても同内容にて報告が行われました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終了いたします。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 押本 修君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（押本 修君） 以上で諸報告を終了いたします。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 9時56分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 第2号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（押本 修君） 日程第4 第2号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） こんにちは。

ただいま議題となりました第2号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

御報告申し上げます事項は、平成28年度東大和市土地開発公社事業報告並びに決算であります。

最初に、平成28年度東大和市土地開発公社事業報告であります。

公共用地取得事業であります。東大和市からの依頼によりまして1件の取得事業を行っております。

事業名は、立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線用地先行取得事業であります。

取得面積は314.42平方メートル、取得金額は8,374万7,293円であります。

公共用地売却事業はございませんでした。

続きまして、平成28年度東大和市土地開発公社決算についてであります。

まず、収入であります。借入金といたしまして4,800万円あります。こちらは、公共用地取得事業に伴う借入金であります。

次に、事業外収入といたしまして、利息収入が6万5,957円あります。こちらは、定期預金及び普通預金の利息であります。

収入は以上でありまして、収入済額の合計は4,806万5,957円あります。

続きまして、支出であります。事業費といたしまして、土地取得費が4,764万6,631円あります。

また、物件移転補償費が3,608万662円ありまして、これらは公共用地取得事業に伴う土地代金及び物件移転補償費であります。

次に、管理費といたしまして、一般管理費が7万5,108円あります。こちらは、主なものが法人市民税及び法人都民税であります。

また、事業管理費が2万円ありまして、こちらは公共用地取得事業に伴う土地売買契約の印紙代であります。

予備費につきましては、支出がございませんでした。

支出は以上でありまして、支出済額の合計は8,382万2,401円あります。

そのほか、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録等がございますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

日程第5 第3号報告 平成28年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（押本 修君） 日程第5 第3号報告 平成28年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第3号報告 平成28年度東大和市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、内容の御説明を申し上げます。

平成28年度東大和市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

平成28年度から平成29年度に繰り越しました予算は、国の平成28年度の補正予算の成立に伴い、補助事業として採択された事業など全5事業で、平成28年度東大和市一般会計補正予算（第4号）及び（第5号）において繰越明許費を設定したものであります。

それでは、繰越の内容につきまして御説明申し上げます。

1件目は、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費の地方公共団体情報システム機構交付金で、翌年度繰越額は645万5,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が645万5,000円であります。

2件目は、第10款教育費、第2項小学校費の小学校体育館バスケットゴール耐震化工事で、翌年度繰越額は6,398万1,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が2,132万2,000円、市債が3,190万円で、一般財源が1,075万9,000円であります。

3件目は、第10款教育費、第2項小学校費の第三小学校校舎外壁・建具改修工事で、翌年度繰越額は1億652万6,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が3,550万8,000円、市債が5,320万円で、一般財源が1,781万8,000円であります。

4件目は、第10款教育費、第2項小学校費の第五小学校校舎外壁・建具改修工事で、翌年度繰越額は2億2,222万2,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が7,407万4,000円、市債が1億1,110万円で、一般財源が3,704万8,000円であります。

5件目は、第10款教育費、第3項中学校費の中学校特別教室冷房設備設置工事で、翌年度繰越額は2億525

万1,000円、繰り越しに必要な財源は、未収入特定財源の国庫支出金が3,540万7,000円、市債が1億3,240万円で、一般財源が3,744万4,000円であります。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第3号報告を終了いたします。

| | |
|--------------|--------------------|
| 日程第 6 第 3号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第 7 第 4号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第 8 第 5号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第 9 第 6号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第10 第 7号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第11 第 8号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第12 第 9号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第13 第10号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第14 第11号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第15 第12号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第16 第13号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第17 第14号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第18 第15号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第19 第16号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |
| 日程第20 第17号同意 | 東大和市農業委員会委員の任命について |

○議長（押本 修君） 日程第6 第3号同意 東大和市農業委員会委員の任命についてから、日程第20 第17号同意 東大和市農業委員会委員の任命についてまでの15件を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま一括議題となりました第3号同意から第17号同意まで、東大和市農業委員会委員の任命計15議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

農業委員会は、これまで選挙による委員及び市長選任による委員によって構成されておりましたが、平成27年に農業委員会等に関する法律が改正され、委員は市長が議会の同意を得て任命することとされました。

そこで、同法第8条第1項の規定に基づき、農業委員会委員を任命することについて議会の同意を求めるも

のであります。

御提案申し上げました石川文男氏ほか14人は、東大和市農業委員会委員の選任手続に関する規則第8条に基づき、資格要件の適合性を確認し、東大和市農業委員会委員候補者評価委員会の意見を踏まえ、委員に任命することが適当であると認められることから、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第3号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第4号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第5号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第6号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第7号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第8号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第9号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第10号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第11号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第12号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第13号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第14号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第15号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第16号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第17号同意 東大和市農業委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

ここで10分間休憩といたします。

午前10時39分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（押本 修君） 日程第21 第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、原正男委員の任期が平成29年7月22日をもって

満了となることに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申しあげました町田務氏は、昭和42年4月から平成16年3月まで東大和市役所に勤務し、このうち14年間固定資産税の課税業務に携わっております。また、平成23年7月から東大和市農業委員会委員も務めております。

このことから、固定資産の評価を初め豊富な行政経験を有し、人望も厚い町田務氏が適任と考え、東大和市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに御提案申しあげる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第18号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第22 第24号議案 専決処分の承認について

○議長（押本 修君） 日程第22 第24号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第24号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法及び地方税法施行令の一部改正が公布され、同年4月1日に施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。このため、同条第3項の規定に基づき本議会において報告をし、御承認を求めるものであります。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第24号議案資料に基づきまして御説明いたします。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は2点ございます。いずれも軽自動車税に関する改正であります。

まず1点目は、軽自動車税に係るグリーン化特例の見直しであります。

一定の環境性能を有する軽自動車につきましては、燃費性能に応じて税を軽減するグリーン化特例を実施しておりました。今回の法改正により、その対象につきまして、現行より環境性能のすぐれた車両に重点化を行った上で、その適用期間を2年延長するものであります。

議案資料の2ページをごらんください。

2点目は、不正行為に起因した軽自動車税の納付不足額に係る賦課徴収の特例であります。

昨年、一部の自動車製作者により、自動車の燃費性能を偽った不正問題が発生いたしました。この問題を受けまして、燃費不正対策を強化するため、不正行為が生じた場合の軽自動車税の賦課徴収の特例措置を設けるものであります。

この特例は、不正行為に起因して軽自動車税に納付不足額が発生した場合、不正行為を行った自動車製作者等を納付不足額に係る軽自動車の所有者とみなして軽自動車税を賦課するものであります。

この場合の納付すべき額は、納付不足額に、これに10%の割合を乗じた金額を加算した金額とするものであります。

次に、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

議案資料の3ページをごらんください。

第30条の改正は、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得につきまして、市長による賦課方式の決定を明確化するために必要な規定を整備するものであります。

第31条の9の改正は、第30条の改正に伴い規定を整備するものであります。

第43条及び第43条の2の改正は、法人市民税に係る延滞金の計算の基礎となる期間につきまして必要な規定を整備するものであります。

付則第10条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理し、項の繰り上げを行うものであります。

付則第10条の3の改正は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対して、固定資産税の減額を受けようとする者が提出すべき申告書につきまして必要な規定を整備するものであります。

付則第16条の改正は、主な改正内容において申し上げましたとおり、一定の環境性能を有する軽自動車税について税を軽減するグリーン化特例の対象を重点化した上で、適用期間を2年延長するために規定を整備するものであります。

付則第16条の2の改正につきましても、主な改正内容において申し上げましたとおり、自動車製作者等の不正行為に起因して軽自動車税に納付不足額が発生した場合の賦課徴収の特例につきまして必要な規定を設ける

ものであります。

付則第16条の3の改正は、特定上場株式等の配当等に係る所得につきまして、市長による賦課方式の決定を明確化するために必要な規定を整備するものであります。

付則第17条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の3の2の改正は、特例適用配当等に係る所得につきまして、市長による賦課方式の決定を明確化するために必要な規定を整備するものであります。

付則第18条の3の3の改正は、条約適用配当等に係る所得につきまして、市長による賦課方式の決定を明確化するために必要な規定を整備するものであります。

議案資料の4ページをごらんください。

付則第18条の9の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理し、条の繰り上げを行うものであります。

付則第22条の8の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

附則第2条は、市民税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の市民税の規定の適用区分を定めるものであります。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の固定資産税の規定の適用区分を定めるものであります。

附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の軽自動車税の規定の適用区分を定めるものであります。

あわせて、平成28年度以前の年度分の軽自動車税につきまして、軽自動車の所有者以外の者が原因で納付不足額が生じた場合、その者に納付不足額の納付を申し出る機会を与えることができ、その者が当該申出をしたときは、その者を納付不足額に係る軽自動車の所有者とみなして軽自動車税を賦課する特例の規定を設けるものであります。

附則第5条は、都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の都市計画税の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第24号議案 専決処分の承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第23 第25号議案 専決処分の承認について

○議長（押本 修君） 日程第23 第25号議案 専決処分の承認について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第25号議案 専決処分の承認につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本年3月31日に地方税法及び地方税法施行令の一部改正が公布され、同年4月1日に施行されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に専決処分をさせていただきました。このため、同条第3項の規定に基づき本議会において報告をし、御承認をを求めるものであります。

今回の主な改正内容は、国民健康保険税の税額の軽減制度を見直すものであります。法改正に合わせて、税額の5割及び2割を軽減する世帯の範囲を拡大するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第23条は国民健康保険税の減額の規定であります。世帯の税額を5割軽減する基準額及び2割軽減する基準額をそれぞれ引き上げ、低所得者に対する軽減措置の拡充を図るものであります。

具体的には、5割軽減につきましては26万5,000円を27万円に、2割軽減につきましては48万円を49万円にするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

附則第2項は、国民健康保険税に関する経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第25号議案 専決処分承認について、本案を承認と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を承認と決します。

日程第24 第26号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第24 第26号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第26号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令が一部改正され、国政選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことに伴い、同様に限度額を引き上げるための改正を行うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第4条は、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担額の規定で、選挙運動用自動車を借り入れる場合の1日当たりの限度額を1万5,300円から1万5,800円に、選挙運動用自動車に燃料を供給する場合の1日当たりの換算額を7,350円から7,560円にそれぞれ改めるものであります。

第8条は、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額の規定で、1枚当たりの限度額を7円30銭から7円51銭に改めるものであります。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額の規定で、1枚当たりの限度額を510円48銭から525円6銭に、企画費の限度額を30万1,875円から31万500円にそれぞれ改めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、施行期日の規定で、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

附則第2項は、適用区分に関する規定で、改正後の規定は、この条例の施行日以後、その期日を告示される東大和市議会議員及び市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東大和市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第26号議案 東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第25 第27号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第25 第27号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第27号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改

正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、新青梅街道の幅員を18メートルから30メートルに拡幅する東京都事業の進捗に伴いまして、沿道の用途地域等の見直しとあわせて地区計画を決定し告示したことから、建築基準法第68条の2、第1項の規定に基づきまして、当該地区計画に位置づけました建築物に関する制限を条例に規定するための改正であります。

この改正によりまして、当該地区計画に位置づけた建築物に関する制限は、建築基準法上の制限として建築確認の対象となりますことから、地区計画の内容の確実な実現を図ることができるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第1であります。7の項といたしまして、芋窪6丁目・上北台1丁目地区を新たに加える改正であります。

別表第2につきましても、7の項といたしまして、芋窪6丁目・上北台1丁目地区を加え、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の維持の制限及び垣または柵の構造の制限を行うものであります。

附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第27号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第29号議案 東大和市立第五小学校校舎外壁・建具改修工事請負契約について

○議長（押本 修君） 日程第26 第29号議案 東大和市立第五小学校校舎外壁・建具改修工事請負契約について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第29号議案 東大和市立第五小学校校舎外壁・建具改修工事請負契約につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本事業につきましては、本年4月21日に条件付き一般競争入札を実施いたしましたところ、落札業者が決定いたしましたので、東大和市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付させていただきました第29号議案資料もあわせて御参照いただきたいと思います。

初めに、件名は、東大和市立第五小学校校舎外壁・建具改修工事請負契約についてであります。

1の契約の目的は、東大和市立第五小学校校舎外壁・建具改修工事であります。

2の契約方法は、条件付き一般競争入札であります。3月9日に公告をいたしまして、入札に参加した業者は14者であります。

3の契約金額は1億5,992万821円であります。

なお、契約の金額の中には、消費税及び地方消費税相当分1,184万5,986円が含まれております。

4の契約の相手方は、所在地、東京都昭島市美堀町5丁目6番21号、名称、坂村建設株式会社、代表者、代表取締役、坂村聡であります。

工期は、議決日の翌日から平成30年3月16日までであります。

なお、落札業者とは、本年4月24日付で仮契約を締結しております。

次に、工事の概要につきまして申し上げます。

資料の2ページ、工事概要調書をごらんいただきたいと思います。

工事場所は、東大和市向原1丁目11番地であります。

校舎及び機械室の外壁改修工事につきましては、外壁のひび割れ、浮き部、欠損部等の劣化部分の補修及び塗り替え等を行うものであります。

校舎の建具改修につきましては、スチール製建具をアルミ製建具に改修するものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） 今の御説明の中で幾つか伺いたいんですけども、工事概要調書で工事概要が記載をされております。今回のこの工事については、いわゆる非構造部材の耐震化によります危険防止がメインかと思っておりますけれども、その中で、先ほど副市長から御説明いただきましたように、五小については扉等がスチール製ということで非常に重たい形で、それが危険ではないかということが以前から指摘されていたかと思っております。そのあたりを今回工事概要で御説明いただきましたようにアルミ製のものに交換するというごさい

ましたけれども、この工事概要の内容についてももう少し詳しく御説明をいただきたいのと、あと今回の、同様にこの非構造部材の耐震化等は既に着手されておりますが、このスチール製の扉等の交換等については五小以外にもこのほか予定されているものが今後あるかどうか、このあたりについて御説明いただきたいと思います。

○建築課長（中橋 健君） 第五小学校における建具改修工事につきましては、既存の金属建具が老朽化によりたてつけや動きが悪くなり、また落下の危険性もあるということで、既存のスチールサッシからアルミ製の建具に取りかえる工事を行ってまいります。既存の窓枠を活用して、そこに新しい窓枠を取りつけるカバー工法という形で改修してまいります。

また、そのほかの学校につきましては、今年度予定されております第三小学校、こちらのほうで校舎の半分で同じようにスチールからアルミ建具に取りかえていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第29号議案 東大和市立第五小学校校舎外壁・建具改修工事請負契約について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第27 第28号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第27 第28号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第28号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成29年度の予算執行が始まって間もない時期ではございますが、マイナンバー制度におけます子育てワン

ストップサービスの開始に当たり、その導入等に係る予算の計上、また対象者の見込み増に伴います民間保育園の保育士に係る宿舍借上補助金の増額や自治総合センターコミュニティ助成金を活用しました自治会用備品購入費等の計上が必要となったこと、これらの理由によりまして、現行の予算について補正を行う必要が生じましたことから、補正予算を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,627万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億9,327万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第13款の国庫支出金は885万6,000円の増額で、保育対策総合支援事業費補助金の増額であります。

第14款の都支出金は907万7,000円の増額で、保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金の増額や、オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金等の計上であります。

第17款の繰入金金は593万8,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

第19款の諸収入は240万円の増額で、自治総合センターコミュニティ助成金の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は411万円の増額で、社会保障・税番号制度関連システム整備事業費及び市民協働事業費等の増額であります。

第3款の民生費は1,741万1,000円の増額で、民間保育園運営委託補助事業費等の増額であります。

第10款の教育費は465万円の増額で、学校行事・部活動等運営支援事業費等の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（田代雄己君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は885万6,000円の増額であります。保育対策総合支援事業費補助金は885万6,000円の増額であります。民間保育園の保育士の宿舍借上補助に係るものであります。

7ページをお開きください。

14款都支出金は907万7,000円の増額であります。2項都補助金、2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は442万8,000円の増額であります。保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金は442万8,000円の増額であります。民間保育園の保育士の宿舍借上補助に係るものであります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は464万9,000円の増額であります。学力格差解消推進校事業委託金は49万9,000円の計上であります。第三中学校で実施します授業に係る補助金の委託金であります。オリンピック・パラリンピック教育推進事業委託金は415万円の計上であります。小中学校全15校で実施します事業に係る東京都の委託金であります。

9ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は593万8,000円の増額であります。補正予算(第1号)の財源調整として、財政調整基金取り崩しを増額するものであります。

11ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は240万円の増額であります。自治総合センターコミュニティ助成金は240万円の計上であります。自治会用の備品購入等に係る助成金であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2,627万1,000円の増額で、補正後の予算額は304億9,327万1,000円となるものであります。

13ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は421万円の増額であります。

1項総務管理費は334万6,000円の増額であります。

10目電算管理費、2の社会保障・税番号制度関連システム整備事業費は85万8,000円の増額であります。子育てワンストップサービス導入支援委託料等の計上であります。

12目地域振興費、1の市民協働事業費は248万8,000円の増額であります。自治会用備品購入費の計上等であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、3の住民基本台帳事務費は86万4,000円の増額であります。法改正による在留資格の創設に伴いまして、住民票の記載事項に係る住民基本台帳システム修正委託料を計上するものであります。

15ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費は1,741万1,000円の増額であります。

2目児童措置費、2の民間保育園運営委託補助事業費は1,549万8,000円の増額であります。保育士宿舍借上補助金の増額であります。

3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は190万7,000円の増額であります。保育士の雇用に係る嘱託員報酬の計上等であります。

4目子育て支援費、5の子どもショートステイ事業費は6,000円の増額であります。当該事業の協力員の増に伴います総合賠償責任保険料の増額であります。

17ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費は465万円の増額であります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は415万円の増額であります。全小中学校に対しますオリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金の計上であります。

18の学力・授業力向上推進事業費は50万円の増額であります。東京都の委託事業として、第三中学校においてタブレット端末を活用した授業を行うための中学校電算機器等賃借料の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2,627万1,000円の増額で、補正後の予算額は304億9,327万1,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） 幾つかお伺いさせていただきます。

14ページの社会保障・税番号関連システムの子育てワンストップサービスにつきましては、具体的にどのようなことがマイナンバーを使ってワンストップサービスになるのかお聞かせください。

その下の市民協働事業費の自治会の備品購入費の計上ですけれども、これは具体的にこの計上に至るまでの手続を教えてください。

次の16ページ、民間保育園運営委託費、宿舍の借り上げのことですけれども、これは何人分ぐらいの宿舍の借上費が計上されているのか教えてください。

続きまして、18ページの学校行事・部活動等運営支援事業費で、オリンピック・パラリンピックの教育推進ということですが、こちらも具体的な事業、特に部活動等ということも入っておりますので、部活においてもそういうことがあるのかどうか、学校行事、両方ともお聞かせいただければと思います。

以上です。

○企画課長（荒井亮二君） 子育てワンストップサービスにつきまして御説明いたします。

子育てワンストップサービスにつきましては、インターネット上でマイナポータルと言われますマイナンバーをインターネット上で管理するサイトを活用して利用するサービスになってございます。具体的には、子育てに関する手続、妊娠、出産、育児等にかかわる国民の皆様の子育ての負担軽減を図ることが大きな目的となっておりますので、それらをオンラインを通して手続をすることが可能となる仕組みになっております。

具体的には、電子申請という形で、インターネットのパソコン、またカードリーダー等を活用する仕組みをとり、それらを通して行政の手続をオンラインで行うことという仕組みでサービスを提供するものでございます。

以上でございます。

○市民部長（村上敏彰君） 次の市民協働事業費の自治会用備品購入費の手続でございますが、まず初めに、5月に自治会長会議というのを開催してございますので、こちらに事前の周知をしてございます。

次に、7月に、東京都からまだ通知が来ていないのですが、事前に各自治会長宛てにこういう助成があるので使う方はどうぞという形の通知を差し上げます。自治会からの取りまとめを9月中旬ごろまでに取りまとめまして、10月に交付申請を行いまして、今回の交付決定が29年4月4日に交付決定があったと、以上でございます。

○保育課長（宮鍋和志君） 補正予算書16ページ、保育士宿舍借上補助金の増額でございます。

こちらは18人分の補助金の増となっております。算出根拠といたしましては、8万2,000円、月限度額ですね、その12カ月分の18人の8分の7を補助ということで1,549万8,000円の増額になります。

以上でございます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 18ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業補助金についてでございます。

学校行事・部活動等運営支援事業費のところでは計上されておりますけれども、部活動や学校行事等だけではなくて、ふだんの授業等でも実施をしております。

授業の内容としましては、学習指導要領の目標達成を目指しまして、各教科等の学習内容とオリンピックやパラリンピックを関連づけまして、4つのテーマ、その4つのテーマは、オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境というものと4つのアクション、学ぶ（知る）、それから観る、する、これは体験とか交流、また支えると、それらを組み合わせた取り組みを展開しております。

今各学校のほうでこれらの取り組みの内容を計画をしております、今後東京都のほうにも提出する予定ではございますけれども、さまざまオリンピック・パラリンピックに出場した選手であるとか、そういう方々を講師で呼んだりとか、またはその方々を活用しての部活動とか学校行事というところにも活用は広がっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 1点だけ確認させてください。

18ページ、学力・授業力向上推進事業費で、三中においてタブレット端末を使った授業をということでございました。この科目と、その授業の内容と、それによってどのような効果があらわれると想定されているのか、この点について確認をさせていただきます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 18ページの学力格差解消推進校事業委託金についてでございます。

まずはこちらにつきましては中学校1校を指定してございますけれども、科目につきましては数学ということで実施をしております。

授業内容につきましては、まずはこの補助金だけではなくて、1人加配の教員がついております。その加配の教員が授業の中にT・Tのような形で入りまして、そしてタブレット端末を活用して習熟度の低いというんでしょうか、なかなか習熟が身につけていない生徒に対して、そのタブレット端末を利用して個に応じた反復指導を行っていくというふうに考えております。

今この学力の格差解消というような名称がついておりますけれども、この効果といたしましては、自分の将来について希望を持つというような大きな部分もございます。自己肯定感を高めるとか、自己有用感を高めるといったような効果も期待しているところでございます。

そのほかにも、基礎学力の定着はもちろんのこと、学びの場への参加促進であったりとか、また学習意欲の向上、そして家庭学習の習慣等の定着というようなところの効果も見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 1点お伺いします。

16ページの狭山保育園運営費のところ、嘱託員の報酬というところがあるんですけども、こちらは新たに加配になるものなのか、もしくは欠員が出てその補充なのか教えてください。

○子育て支援部副参事（梶川義夫君） 現在狭山保育園では欠員が生じている状況でございます。これに対しまして、保育業務を適切に遂行するためにここで嘱託職員を採用したいと考えたところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） その方は正規の方だったのかどうかということを確認したいのと、市内に1園しかない公立保育園なので誇りと気概を持って存続させてほしいと思ってるんですが、その雇用の経緯というか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま狭山保育園の園長のほうから御答弁させていただきましたけれども、今回の嘱託職員の採用につきましては、正規職員が逝去したというようなこととか退職といったことに伴う採用ということでございます。

今後正規職員に関しましては、退職等も予定はされておりますけれども、引き続き適切に保育業務に遺漏がないように、職員の嘱託等を活用しながら業務を行っていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 14ページの子育てワンストップサービスのところでお伺いします。

先ほど内容はほかの方の質疑でわかりましたが、こちらのほうは個人カードなどの申請がなくても、番号がわかっているならば利用できるのかお伺いします。

○企画課長（荒井亮二君） こちらのサービスを利用するに当たります前提条件といたしましては、マイナンバーカードの発行が求められております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 16ページの子育てワンストップサービスの関係でございますが、18人分ということですが、これで今年度何人分が予算措置されたことになるのかということ、今後需要があればさらに補正予算で対応していくということなのかということをお伺いします。

それから、14ページの社会保障・税番号制度関連システムの関係ですが、額的には小さいわけですが、この問題はなりすましとか情報漏えいとか厳しい指摘がされてる中で、サービスをどんどん拡張していくということは危険性も伴うというふうに考えますが、その点についての認識をお伺いします。

○保育課長（宮鍋和志君） 補正予算書16ページ、子育てワンストップサービスの関係でございますが、民間保育園につきましては当初予算で2人分お願いしておりました。今回18人分ということで、合計20人分になります。

なお、今後、今はそういうお話はございませんが、各自治体で人材確保と離職防止に努めております。もし保育園のほうからどうしてもということでお話があれば、また補正予算を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○情報管理課長（菊地 浩君） 補正予算書14ページ、社会保障・税番号制度管理システム整備事業費における個人情報の保護に関する質疑でございます。

子育てワンストップサービスを利用して電子申請を行うには、マイナンバーカードを利用して、まずマイナポータルというウェブサイトへアクセスして利用者が必要な情報を入力する必要があります。

このマイナポータルはインターネット上のサイトにありますので、今議員おっしゃったとおり、不正アクセス等のサイバー攻撃の対象となる可能性はないとは言えませんが、国や都道府県、区市町村が連携して個人情報保護の観点から、不正アクセス、盗聴、それからなりすましへのさまざまな対策が徹底されるよう準備を進めています。

当市におきましても、こうしたセキュリティ対策を連携して準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第28号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 陳情の付託

○議長（押本 修君） 日程第28 陳情の付託を行います。

5月24日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会に審査を付託いたします。

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時38分 散会